施行地区となるべき区域の公告

新守谷駅周辺土地区画整理組合の設立に当たり、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第19条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により、下記のとおり施行地区となるべき区域を公告します。

令和4年10月21日

守谷市長 松丸 修久

記

- 1 施行地区となるべき区域 守谷市立沢字御所台の一部 (別紙調書のとおり) 守谷市松並字向溜の一部 (別紙調書のとおり)
- 2 当該区域の図面の縦覧期間
 - (1) 縦覧期間

令和4年10月21日(金)から令和4年11月4日(金)まで

(2) 縦覧場所 守谷市役所都市整備部都市計画課

3 未登記の借地権の申告

当該区域内の宅地について未登記の借地権を有する方は、この公告があった日から一か月以内に市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書類を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告してください。申告の期間を経過した後は、土地区画整理法第18条の規定の適用については、存しないものとみなされます。